

沿岸広域振興局長告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年12月16日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 吉里吉里釜石線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番102地先から字伸松77番5地先まで
 - (2) 上閉伊郡大槌町須賀町301番7地先から95番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで